

石川県立田鶴浜高等学校学則

昭和42年4月1日
昭和45年4月1日一部改正
平成6年4月1日一部改正
平成7年4月1日一部改正
平成10年4月1日一部改正
平成12年4月1日一部改正
平成13年6月1日一部改正
平成14年4月1日一部改正
平成21年4月1日一部改正
平成27年4月1日一部改正

第1章 総 則

(目的)

第1条 石川県立田鶴浜高等学校（以下「本校」という。）は、教育基本法および学校教育法に基づき、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、高等普通教育および専門教育を施すことを目的とする。

(課程、学科、修業年限および生徒数)

第2条 本校に置く課程、学科の種類、種別、修業年限および収容する基準生徒数は、下表のとおりとする。

課 程	種別	設 置 学 科	修 業 年 限	収容基準生徒数
全 日 制		衛 生 看 護 科	3 年	石川県立高等学校規則 (以下「規則」という) による。
		健 康 福 祉 科	3 年	
	専攻科	衛 生 看 護 科	2 年	

第2章 学年、学期および休業日

(学 年)

第3条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学 期)

第4条 学年を分けて次の3学期とする。

- 第1学期 4月1日から7月31日まで
- 第2学期 8月1日から12月31日まで
- 第3学期 1月1日から3月31日まで

(休業日)

第5条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律に定める休日
- (2) 日曜日及び土曜日
- (3) 学年始休業日 4月1日から4月7日まで
- (4) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで
- (5) 冬季休業日 12月24日から翌年1月6日まで
- (6) 学年末休業日 3月25日から3月31日まで
- (7) 本校創立記念日 6月17日
- (8) その他石川県教育委員会（以下「県委員会」という）において必要と認める日

2 前項各号に定めるもののほか、校長が必要と認め、県委員会の認可を得て定める日

第3章 教育課程および授業時数

(教育課程および授業時数)

第6条 本校の教育課程および授業時数は、規則第8条に基づき定めるところとする。

第4章 単位修得、課程の修了および卒業の認定

(単位認定)

第7条 本校は、規則第9条の定めるところにより、学習成績および出欠状況等を評価して単位を修得したことを認定する。単位認定の条件は別に定める本校の教務内規とする。

2 校長は、生徒のうち成績または出席状況不良のため、教務内規による所定の単位を修得できなかった者には、当該学年を再履修させることができる。

(卒業および修了)

第8条 校長は、規則第10条の定めるところにより、高等学校の全課程を修了したと認めた者には卒業を認定する。

2 校長は、前項によって卒業を認定した者には、卒業証書を授与しなければならない。

3 校長は、専攻科において、所定の教育課程を履修し、その成績が満足できると認めた者には、修了証書を授与することができる。

4 校長は、生徒の退学または転学に際し、特定の教科および科目を修了したと認めたときは、前項に準じて修了証書を授与することができる。

5 卒業または修了の時期は3月とする。

第5章 入学、退学、転学、留学および休学

(入学)

第9条 入学募集定員、入学者の選抜の方法その他入学に関し必要な事項は、規則第12条に基づき、別に定める方法により行う。

2 入学を志願する者は、入学願書を、その最終在籍学校長を経て、本校校長に提出しなければならない。

3 再入学または転入学（編入学を含む。以下同じ。）の場合も前項に準ずる。

4 生徒の入学の時期は、学年の始めから30日以内とする。ただし、再入学または転入学について、校長が特に必要あると認めるときは、この限りでない。

5 専攻科については、入学者の選抜試験は行わない。

(誓約書)

第10条 入学を許可された者は、許可された日から20日以内に、規則第13条に定める誓約書に住民票の記載事項のうち氏名、出生の年月日、男女の別および住所を証する書類を添えて、校長に提出しなければならない。

2 前項の誓約書には、保護者および保証人が連署しなければならない。

(保護者および保証人)

第11条 前項の保護者は、入学を許可された者の親権を行う者（親権を行う者のいないときは、後見人、または後見を行う者）とし、保証人は、独立の生計を営む成年者でなければならない。

2 校長は、保証人が適当でないとき、これを変更させることができる。

第12条 保護者または保証人が死亡その他の事由によって、その資格を失ったときは、新たに保護者または保証人を定め、すみやかに本校所定の様式で校長に届け出なければならない。

2 保護者または保証人が、住所、氏名を変更したときは、前項に準じて届け出なければならない。

(退学および転学)

第13条 退学または転学しようとする生徒は、本校所定の様式により、その事由を具して、保護者と連署の上、校長に願い出なければならない。

(転入学)

第14条 転入学を願い出た者については、校長は、その事由を調査の上、相当学年に入学を許可することができる。

(留 学)

第15条 外国の高等学校に留学しようとする生徒は、本校所定の様式により、その事由を具して、保護者と連署の上、校長に願い出なければならない。

2 校長は、留学を許可された生徒について、外国の高等学校における履修を、本校の履修とみなし、留学が終了した時点で、規則第9条第1項に準じて、単位を認定することができる。

3 校長は、前項の規定により単位の修得を認定された生徒について、規則第5条に規定する学年の途中においても、卒業または修了を認めることができる。

(再入学)

第16条 退学した者または学籍を除かれた者が再入学を願い出た場合には、校長はその事由を調査の上、相当学年に入学を許可することができる。

(休 学)

第17条 生徒は、疾病その他の事由によって欠席が引き続き3月以上にわたると認められる場合には、本校所定の様式により、校長に休学を願い出ることができる。

2 休学の許可を受けようとする生徒は、その事由を具して、保護者と連署の上、願い出なければならない。

3 休学の期間は、欠席の期間を通じ2年以内とする。

4 休学の許可を受けた日から3月以内に休学の事由がなくなった場合は、その事由を具し、校長に休学の取り消しを願い出ることができる。

5 校長は、前項の願い出があったときは、その事情を調査の上当該休学の許可を取り消すことができる。

(復 学)

第18条 休学中の生徒が、事由の消失によって、復学を願い出た場合には、校長は、その事情を調査の上、相当学年に復学を許可する。

第6章 授 業 料 等

(授業料等)

第19条 授業料、入学検定手数料、入学手数料および証明書交付手数料に関する事項については、条例の定めるところによるものとする。

(未納者に対する措置)

第20条 校長は、授業料の納入を怠った生徒に対して、登校を停止することができる。

2 未納が3ヶ月以上におよぶ場合は、学籍を除くことができる。

第7章 ほう賞および懲戒

(ほう賞)

第21条 校長は、他の範と認められる生徒を、ほう賞することができる。

(懲 戒)

第22条 学校は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒を行うことができる。

2 懲戒は退学、停学、訓告その他とする。

- 3 退学、停学または訓告の処分は、校長が行い、その他の懲戒については、校長の定めるところによる。

第8章 寄 宿 舎

(寄宿舎)

第23条 寄宿舎に入舎または寄宿舎から退舎しようとするときは、保護者と連署の上、校長に願出なければならない。

- 2 寄宿舎については、その収容人員、入舎資格、管理、舎費、食費その他重要事項について、別に定めるものを除くほか、校長が定める。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から実施する。